

令和7年度
第2回 苫前町地域公共交通活性化協議会 次第

日時：令和7年8月29日（金）13時30分～
場所：苫前地区コミュニティセンター2階大会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

議案第1号 苫前町地域公共交通計画策定支援業務について（資料1）

議案第2号 苫前町地域公共交通計画策定に向けたスケジュールについて
（資料2）

4 その他

5 閉 会

苫前町地域公共交通計画策定支援業務について

苫前町地域公共交通計画の策定にあたり、外部業者へ業務委託を行うこととし、入札の結果、下記のとおり事業者を決定しましたので、報告します。

記

- (1)業 務 名 苫前町地域公共交通計画策定支援業務
- (2)入札執行日 令和7年7月 16 日(水)
- (3)発 注 先 株式会社シン技術コンサル
- (4)業務委託料 3,729,000 円(税込)
- (5)工 期 令和7年7月 17 日(木)～令和8年2月 27 日(金)
- (6)業 務 内 容 別紙「実施方針書」のとおり

実施方針書(別紙)

1. 地域内の公共交通に関する現況調査

(1)地域特性の整理

既往資料から、以下の内容について整理する。

1) 苫前町の概要関連

- ・行政区別に人口、高齢化率を整理して図化し、公共交通空白地域や交通弱者等の分布状況を把握・整理する。
- ・近隣市町村間の移動状況(通勤・通学)

2) 産業、公共施設及び基盤施設

- ・産業、道路網、公共公益施設、学校教育施設、観光レクリエーション施設

(2)公共交通の現況把握

1) 路線バスの運行状況(沿岸バス)

- ・運行路線及び停留所位置、便数及び輸送人数の推移、経常費用収益及び補助金額等

2) 無料送迎交通(僻地患者輸送運行バス)

- ・運行路線及び停留所位置、便数及び輸送人数の推移、経常費用収益及び補助金額等

3) スクールバスの運行状況

- ・運行路線及び乗降所、便数、登録人数、一般の輸送人数の数位、車両状況、運行費用及び普通交付税額等

(3)上位・関連計画の整理

まちづくりとの連携を図るため、関連事業及び上位関連計画における公共交通の位置付けや役割について整理する。

- ・総合振興計画、人口ビジョン及び総合戦略など
- ・介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画など

2. 地域公共交通実態調査

地域公共交通実態調査として住民アンケート調査結果を集計・分析することで交通実態及び今後の公共交通のあり方、自家用車から公共交通への転換の可能性(潜在需要)、コミュニティバスや乗合タクシー等のデマンド交通の利用意向、住民ドライバーとしての参加可能性について把握することにより、公共交通計画策定のための基礎資料とする。

また、無料送迎バスの乗客を対象としたアンケートを実施することにより、利用実態及び改善の内容を把握し、公共交通計画策定のための基礎資料とする。

(1)住民アンケート調査

- ・苫前町の全世帯(1,428世帯:R7.1月末)を対象に、アンケート調査を実施。
- ・アンケートの印刷・発送等は、発注者が行う(広報誌への挿入を予定)。
- ・回収は、受託者が受取人払い郵便により行う。
- ・個人属性、交通実態及び今後の公共交通のあり方、路線バス及び新たなコミュニティバスや乗合タクシーの利用意向等についての設問を設定。
- ・回収したアンケートのデータ入力発注者が行うので、受託者は入力フォームを作成する。

3. 苫前町地域公共交通計画(案)の取りまとめ

(1)課題の整理

現況調査やニーズ把握等から既存の公共交通等の課題や新たな公共交通運行の必要性など、地域公共交通体系を構築するための課題を整理する。

(2)基本方針、目標の取りまとめ

地域公共交通計画の背景を整理するとともに、上位関連計画を踏まえ、交通事業者へのヒアリングを交えながら、地域公共交通の課題を解決して持続的に運行するために、地域にとって望ましい公共交通体系のあり方についての基本方針を取りまとめる。

(3)事業内容及び実施主体、スケジュール等を反映させた計画の取りまとめ

- ・基本方針等に沿って、持続可能な公共交通の形成に向けた目標(指数及び目標値)を設定するとともに、目標を達成するための事業の内容及び実施主体を設定する。
- ・公共交通計画の実施スケジュールを設定するとともに、PDCAサイクルに基づいた評価の考え方や手法について取りまとめる。

4. 協議会開催

(1)苫前町地域公共交通活性化協議会の開催支援

計画策定に向けた調査内容や、調査結果を受けて今後の交通体系のあり方について議論するための協議会を開催する。

(2)打合せ協議

打合せ協議は、着手時1回、完了時1回の計2回を想定する。

苫前町の地域公共交通等に関する利用動向調査

■利用動向調査へのご協力のお願い

皆様には、日頃から町政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

苫前町では、住民皆様へ地域の公共交通等に関するご意見をお聞きし、今後の計画を検討・策定するため、利用動向調査を行うことといたしました。

皆様におかれましては、本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願い申し上げます。

アンケートへの回答は、**調査用紙に記入後、同封の封筒に入れ郵便ポストへ投函**するか、右の**QRコードからオンラインでご回答**ください。

なお、**回答期限：9月26日（金）まで**となっております。



◆お問合せ先◆ 苫前町役場 総合政策室総合政策係 Tel 0164-64-2040

■調査票への記入にあたって

■ご回答いただきたい人数

- ・この調査は16歳(高校生)以上の方を対象に、最大3名までの回答をお願いします。
- ・もし、16歳以上のご家族が4名以上いる場合は、路線バス、町内の無料送迎バスをご利用している方、またはご利用を検討されている方、運転免許に不安がある時がある考えの方等から3名の回答者をお決めください。

■設問の回答者の人数

- ・調査票は、「世帯で1つ回答する」質問と、「ご家族一人ひとり3人まで回答する」質問があります。

■オンライン回答する場合

- ・回答は1人ずつ行ってください。(16歳(高校生)以上が対象です)

■調査用紙を使って回答する場合

- ・この調査用紙で回答される場合、鉛筆またはボールペンで該当番号を○で囲む、もしくは回答欄に数字を記入してください。
- ・ご回答にあたって「指定数を超えて選択」されると、貴重なご回答が「無効」となりますのでご注意ください。

問 1 ご自身、ご家族のことについてお答えください。

Q 1. 居住地域をお答えください。(一つに○)

- ①興津・昭和・豊浦・栄浜 ②港・三豊 ③苫前・旭 ④長島・香川 ⑤上平
⑥小川・岩見・東川 ⑦古丹別 ⑧力昼 ⑨九重・三溪

Q2. 中学生以下のお子様の「人数」をお答えください。(人数を記入)

未就学児※()人 小学生()人 中学生()人

※小学生未満のお子様

以下の質問からお一人ずつお答えください。

Q3. 「年齢」をお答えください。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①16～18 歳※ ②19～29 歳 ③30～49 歳 ④50～64 歳 ⑤65～74 歳 ⑥75～84 歳 ⑦85 歳以上	①16～18 歳※ ②19～29 歳 ③30～49 歳 ④50～64 歳 ⑤65～74 歳 ⑥75～84 歳 ⑦85 歳以上	①16～18 歳※ ②19～29 歳 ③30～49 歳 ④50～64 歳 ⑤65～74 歳 ⑥75～84 歳 ⑦85 歳以上

「中学生以下の方」は本アンケートの対象外です。

※高校生の方は「①16～18 歳」をお答えください。

Q 4. 「性別」をお答えください。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①男 ②女 ③その他	①男 ②女 ③その他	①男 ②女 ③その他

Q 5. 職業をお答えください。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①学生 ②農業・林業・漁業 ③製造業・建設業 ④商業・サービス業 ⑤公務員・団体職員 ⑥パート・アルバイト ⑦専業主婦・主夫 ⑧その他 ⑨働いていない(年金生活など)	①学生 ②農業・林業・漁業 ③製造業・建設業 ④商業・サービス業 ⑤公務員・団体職員 ⑥パート・アルバイト ⑦専業主婦・主夫 ⑧その他 ⑨働いていない(年金生活など)	①学生 ②農業・林業・漁業 ③製造業・建設業 ④商業・サービス業 ⑤公務員・団体職員 ⑥パート・アルバイト ⑦専業主婦・主夫 ⑧その他 ⑨働いていない(年金生活など)

Q 6. 自動車運転免許証と普段運転できる車の保有状況をお答えください。 (一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①免許証と車とも持っている ②免許証は持っているが車は持っていない ③免許証は持っていない ④免許証は返却した	①免許証と車とも持っている ②免許証は持っているが車は持っていない ③免許証は持っていない ④免許証は返却した	①免許証と車とも持っている ②免許証は持っているが車は持っていない ③免許証は持っていない ④免許証は返却した

Q 7. 車を運転される方への質問です(運転されない方はQ 8.にお進みください)。

Q 7-1. 運転が不安な時がありますか。 (一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①時々不安 ②冬や長距離の運転が不安 ③不安はない	①時々不安 ②冬や長距離の運転が不安 ③不安はない	①時々不安 ②冬や長距離の運転が不安 ③不安はない

Q 7-2. 自宅前まで行く便利な公共交通が運行する場合、利用しますか。 (一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①公共交通を利用する ②運転に不安を感じる時は公共交通を利用する ③今はまだ利用しない	①公共交通を利用する ②運転に不安を感じる時は公共交通を利用する ③今はまだ利用しない	①公共交通を利用する ②運転に不安を感じる時は公共交通を利用する ③今はまだ利用しない

Q 8. 通信環境等について、以下の質問にお答えください。

Q 8-1. 固定電話、携帯電話(ガラケー)、スマートフォン(スマホ)をお持ちですか。(複数回答可)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①世帯で固定電話を保有 ②ガラケーを保有 ③スマホを保有 ④いずれも保有していない	①世帯で固定電話を保有 ②ガラケーを保有 ③スマホを保有 ④いずれも保有していない	①世帯で固定電話を保有 ②ガラケーを保有 ③スマホを保有 ④いずれも保有していない

Q 8-2. 「Q8-1」で②、③を回答した方にお聞きします。

携帯電話(ガラケー)、スマートフォン等はどのくらい使用しますか。 (複数回答可)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①通話機能を使用 ②メールを使用 ③SNS(Twitter・LINE等)を使用	①通話機能を使用 ②メールを使用 ③SNS(Twitter・LINE等)を使用	①通話機能を使用 ②メールを使用 ③SNS(Twitter・LINE等)を使用

問2. 公共交通などによる日常的な外出についてお答えください。

Q 9. 以下の公共交通手段の利用状況等をお答えください。

(一つに○)

公共交通手段	一人目の方	二人目の方	三人目の方
A)沿岸バス 特急はぼろ号 (札幌行き)	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回
B)沿岸バス 特急 あさひかわ号	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回
C)沿岸バス 幌延留萌線 羽幌留萌線 初山別留萌線	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回
D)沿岸バス 上平古丹別線	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回
E)無料送迎 僻地患者輸送 バス	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回
F)無料送迎 とままえ温泉 ふわっと送迎 バス	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回
G)大衆ハイヤー にこにこ タクシー	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回	①知らない ②知っているが利用なし ③年に数回 ④月に数回 ⑤週に数回

Q10. 「先週1週間」、あるいは「これから1週間」の外出状況について、お答えください。

※外出していない日は、何も書かないでください

Q10-1. 「外出目的」について該当する外出目的の番号を選んで回答欄に記入してください。

(複数回答可。複数回答する場合は、主な目的を先に記入してください。)

「③通院」の帰りに「④買物」した

		月	火	水	木	金	土	日
回答例		③④	④			④⑦		⑥
回	一人目の方							
答	二人目の方							
欄	三人目の方							

●選択肢(選択肢から番号を選んで回答欄に記入してください。)

- ①通勤 ②通学 ③通院 ④買物
 ⑤観光・レクリエーション(スポーツ・散歩等) ⑥温泉
 ⑦その他の私用(趣味、友人宅等)

Q10-2. 「行き先」について該当する外出先の番号を選んで回答欄に記入してください。

(複数回答可。複数回答する場合は、行った順に記入してください。)

「⑫羽幌町」の次に「③苫前・旭」に寄った

		月	火	水	木	金	土	日
回答例		⑫③	③			③		⑪
回	一人目の方							
答	二人目の方							
欄	三人目の方							

【町内】

- ①興津・昭和・豊浦・栄浜 ②港・三豊 ③苫前・旭 ④長島・香川 ⑤上平
 ⑥小川・岩見・東川 ⑦古丹別 ⑧力昼 ⑨九重・三溪

【町外】

- ⑪留萌市 ⑫羽幌町 ⑬小平町 ⑭初山別村 ⑮遠別町 ⑯天塩町 ⑰増毛町
 ⑱旭川市 ⑲稚内市 ⑳札幌市

その他(上記選択肢に該当しない場合は、回答欄に直接市町村名をお書きください)

Q10-3. 「交通手段」について次の質問にお答えください。

Q10-3-1. 「行き」(最初に行った行先へ)は、どの交通手段を利用しましたか。

利用した順に交通手段の番号を回答欄に記入してください。

「⑦ハイヤー」と「①はぼろ号」を使って目的地に行った。

		月	火	水	木	金	土	日
回答例		⑦①	⑫			⑫		⑫
回答欄	一人目の方							
	二人目の方							
	三人目の方							

番号を選んで記載

●選択肢(選択肢から番号を選んで回答欄に記入してください。)

【公共交通・無料送迎】

- ①沿岸バス特急はぼろ号 ②沿岸バス特急あさひかわ号
 ③沿岸バス幌延留萌線・羽幌留萌線・初山別留萌線 ④沿岸バス上平古丹別線
 ⑤僻地患者輸送バス ⑥とままえ温泉ふわっと送迎 ⑦ハイヤー

【公共交通以外】

- ⑪自家用車(自分で運転) ⑫自家用車(家族などによる送迎)
 ⑬徒歩・自転車 ⑭その他

Q10-3-2. 「帰り」(最後に行った行先からご自宅へ)は、どの交通手段を利用

しましたか。利用した順に交通手段の番号を回答欄に記入してください。

「①はぼろ号」と「④上平古丹別線」を使って自宅に帰った。

		月	火	水	木	金	土	日
回答例		①④	⑫			⑫		⑫
回答欄	一人目の方							
	二人目の方							
	三人目の方							

番号を選んで記載

●選択肢(選択肢から番号を選んで回答欄に記入してください。)

【公共交通・無料送迎】

- ①沿岸バス特急はぼろ号 ②沿岸バス特急あさひかわ号
 ③沿岸バス幌延留萌線・羽幌留萌線・初山別留萌線 ④沿岸バス上平古丹別線
 ⑤僻地患者輸送バス ⑥とままえ温泉ふわっと送迎 ⑦ハイヤー

【公共交通以外】

- ⑪自家用車(自分で運転) ⑫自家用車(家族などによる送迎)
 ⑬徒歩・自転車 ⑭その他

Q10-4. 町内の公共施設や医療機関、商業施設等に行かれた方は、該当する番号を回答欄に記入してください。 選択肢に施設名称が無い場合は、何も書かないでください。

「②苫前厚生クリニック」の後、「④Aマート」に行った

		月	火	水	木	金	土	日
記入例		②②⑨	④①			①③		②②
回答欄	一人目の方							
	二人目の方							
	三人目の方							

●選択肢(選択肢から番号を選んで回答欄に記入してください。)

【医療施設】	①苫前クリニック	②苫前厚生クリニック	③苫前町立歯科診療所	④古丹別歯科診療所
【公共施設】	①①苫前町役場	①②とままえ温泉ふわっと	①③B&G海洋センター	
	①④苫前地区コミュニティセンター	①⑤公民館	①⑥認定苫前こども園	
	①⑦苫前放課後こどもセンター	①⑧認定古丹別こども園	①⑨苫前商業高等学校	
	①⑩スポーツセンター	①⑪苫前パークゴルフ場	①⑫古丹別リバーサイドパークゴルフ場	
【郵便局・金融機関】	③③苫前郵便局	③④留萌信用金庫苫前支店	③⑤JAるもい苫前支店	
【商業施設】	④①セイコーマートむらい苫前店	④②セイコーマート古丹別店	④③Aマートこたんべつ店	

問3. 今後の公共交通への要望等についてお答えください。

Q11. 自家用車に頼らない生活を送る時、公共交通はどうあって欲しいですか。選択肢から番号を選んで回答欄にお書きください。(一つ選んで番号を記入)

	一人目の方	二人目の方	三人目の方
回答欄			

●選択肢(選択肢から番号を選んで回答欄に記入してください。)

- ① 現在の路線バスと同様に時刻表により停留所間を運行する公共交通
(運賃は路線バス程度:例えば 200 円)
- ② 利用は日中の時間帯に限られるが、路線バスよりは細かく配置された停留所間を乗車予約のたびに運行する公共交通
(運賃は路線バスとタクシーの中間より安い:例えば 300 円)
- ③ 利用は日中の時間帯に限られるが、自宅前と主要な商業施設、医療施設及び公共施設の間の乗車予約のたびに直接運行する公共交通
(運賃は路線バスとタクシーの中間:例えば 500 円)
- ④ 車を呼ぶと自分の好きな時間帯に自由に行きたいところに行ける公共交通
(運賃はタクシー程度)

注) 運賃はイメージであり、この金額に決定しているわけではありません。

Q 1 2 . 町内で新たな公共交通を運行する場合の質問です。

Q 1 2 - 1 . 新たな公共交通を運行する場合、各項目に対して希望する(計4つ)サービスをお答えください。(ご家族等で相談してお答えください)

【項目1:乗り降りする場所】

要望されるサービスをお答えください。(一つに○)

サービス	①	②	③	④	⑤
乗り降りする場所	路線バスの停留所 (300m以内)	密に配置した停留所 (150m以内)	自宅と病院・スーパーなどの公共・公益施設の前	乗りたい所から降りたい所まで	どこでもかまわない
運賃イメージ	200 円前後	300 円前後	500 円前後	ハイヤー運賃	—

注) 運賃はイメージであり、この金額に決定しているわけではありません。

【項目2:車両の大きさ・他の人との乗車】

要望されるサービスをお答えください。(一つに○)

サービス	①	②	③	④
車両の大きさ・他の人との乗車	小型のバス等 (15 人以下で乗り合い)	ハイヤーを他人と乗り合う(5 人以下)	ハイヤー (1 人や家族で乗車)	どこでもかまわない
運賃イメージ	500 円前後	500 円前後	ハイヤー運賃	—

注) 運賃はイメージであり、この金額に決定しているわけではありません。

【項目3:乗車(利用)方法】

要望されるサービスをお答えください。(一つに○)

サービス	①	②	③	④
乗車 (利用方法)	予約なし (停留所で乗車・降車)	電話での予約	スマホアプリでの予約	どれでも かまわない
		自宅や目的地の前で乗車・降車		

【項目4:支払方法】

要望されるサービスをお答えください。(複数回答可)

サービス	①	②	③	④
支払方法	現金	回数券	定期券(乗り放題)	スマホ決済

Q 1 2 - 2 . Q12-1.で選択したサービスが実現した場合の利用時期をお答えください。

(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
①すぐにでも利用したい ②5年以内には利用する ③10 年以内には利用する ④利用しない	①すぐにでも利用したい ②5年以内には利用する ③10 年以内には利用する ④利用しない	①すぐにでも利用したい ②5年以内には利用する ③10 年以内には利用する ④利用しない

Q 1 2 - 3. Q12-1.でお答えした公共交通が運行した場合の利用頻度をお答えください。
(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
① 週に数回 ②月に数回 ③ 年に数回 ④利用しない	① 週に数回 ②月に数回 ③ 年に数回 ④利用しない	① 週に数回 ② 月に数回 ③ 年に数回 ④ 利用しない

Q 1 2 - 4. 中学生以下のお子様がいらっしゃる世帯の方へ、Q12-1.でお答えした公共交通が運行した場合の質問です。(中学生以下のお子様がいない方はQ13へ)

Q 1 2 - 4 - 1. 中学生以下のお子様を利用させたいと思いますか。(一つに○)

- ①利用させたいと思う ②利用させたいとは思わない(Q13へお進みください)

Q 1 2 - 4 - 2. 「Q12-4-1」で「①利用させたいと思う」を回答された方への質問です。
中学生以下のお子様を利用する場合の「目的」をお答えください。(複数回答可)

- ①通園・通学の登校 ②通園・通学の下校(部活を除く) ③部活 ④習い事
⑤その他()

Q 1 2 - 4 - 3. 「Q12-4-1」で「①利用させたいと思う」を回答された方への質問です。
想定される利用頻度をお答えください。(一つに○、日数を記入)

- ①週に()日程度 ②月に()日程度 ③年に()日程度

Q 1 3. 町民自らが支える公共交通についてお答えください。
自家用車をお持ちの方で、普段運転されている方に質問です。(該当しない方はQ14へ)
仮に地域の方を送迎する運転業務がある場合、あなたはドライバーとして参加・協力したいと思いますか。該当するものをお答えください。(一つに○)

一人目の方	二人目の方	三人目の方
① 参加・協力は難しい ② ボランティアとして参加可能 ③ 賃金 [※] をもらえるのであれば参加可能	① 参加・協力は難しい ② ボランティアとして参加可能 ③ 賃金 [※] をもらえるのであれば参加可能	① 参加・協力は難しい ② ボランティアとして参加可能 ③ 賃金 [※] をもらえるのであれば参加可能

※例えば1,000円/時、8,000円/日(8時間就業)など

Q 1 4. その他、公共交通についてご意見等がありましたら、お書きください。

苫前町地域公共交通計画策定に向けたスケジュールについて

作業区分 (略称)	月 細目 (略称)	令和7年 7月			8月			9月			10月			11月			12月			令和8年 1月			2月			備 考					
		10	20	30	10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	30	10	20	28						
1. 地域内の公共交通に関する 現況調査	(1)地域特性の整理		17						30																						
	(2)公共交通の現況把握		17						30																						
	(3)上位・関連計画の 整理									1		31																			
2. 地域住民のニーズ把握	(1)住民アンケート調査		17									31																			
4. 苫前町地域公共交通計画 (案)の取りまとめ	(1)課題の整理											1		30																	
	(2)基本方針、目標の 取りまとめ														1		31														
	(3)事業内容及び実施 主体、スケジュール 等を反映させた計画 の取りまとめ														1								27								
5. 協議会開催	(1)苫前町地域公共交通 活性化協議会開催							○					○						○				○								
								・地域公共交通計画策定業務の業務委託(報告) ・地域公共交通計画の策定審議(スケジュール等)											・地域公共交通計画の策定審議(素案確定)								・地域公共交通計画の策定審議(議決)				

苫前町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(令和 7 年 4 月 30 日時点)

(順不同・敬称略)

区 分※	氏 名	所 属 ・ 職	備 考
a	成川 敬	苫前町 副町長	
b	斉藤 寛	沿岸バス株式会社営業部営業課 課長	
b	永田 敬慶	有限会社大衆ハイヤー	
b	渡邊 育史	有限会社藤観光バス 代表取締役	
b	坂本 博得	沿岸バス労働組合 執行委員長	
c	小西 均	苫前町内会 副会長	
c	平田 日出男	古丹別連合町内会 会長	
c	工藤 政尚	苫前町老人クラブ連合会 会長	
c	林 道行	苫前町身体障がい者福祉協会 会長	
c	秋山 享子	北海道苫前商業高等学校 P T A	
c	池田 尊子	北海道羽幌高等学校 P T A	
d	葛西 敏行	国土交通省北海道開発局留萌開発建設部 道路計画課 課長	
d	藤田 尚也	北海道留萌振興局留萌建設管理部 事業室地域調整課 課長	
e	藤田 雅徳	北海道旭川方面羽幌警察署地域・交通課 課長	
f	今野 雄一	社会福祉法人苫前町社会福祉協議会 局長	
g	野口 修一	苫前小中学校校長会 会長	
g	渡部 和人	苫前町観光協会 会長	
g	高橋 昭憲	北海道運輸局旭川運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）	
g	高田 大輔	北海道留萌振興局地域創生部地域政策課 課長	

【オブザーバー】…協議会規約第 4 条第 4 項の規定に基づく参加

a	大平 良治	羽幌町町民課 課長	
---	-------	-----------	--

※区分 a 地方公共団体、b 公共交通事業者等、c 公共交通利用者、d 道路管理者、
e 公安委員会、f 自家用有償旅客運送者、g 学識経験者その他協議会が必要と認める者

苫前町地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、苫前町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、並びに、道路運送法（昭和26年法律第184号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価等に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。
- 4 前条各号に掲げる事項の協議に当たり、関係者その他専門的な知識を有する者から意見の聴取を行うため、協議会に別表のオブザーバーを置く。

(会長及び監事)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 2名
- 2 会長は、苫前町副町長をもって充てる。
- 3 監事は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。
- 6 会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、会議の開催の日時、場所及び会議に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、協議会の解散に関する事項については、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。
- 5 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、あらかじめ

通知された事項について、書面により議決権を行使し、若しくは当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任し、又は会長の承認を受けてオンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して会議に出席することができる。この場合において、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより会議の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

8 会長は、会議の議案が次に掲げるものである場合は、当該議案を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に回付し、その賛否を問うことにより会議に代えることができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) 会計その他協議会の運営に関するもの

(3) その他会長が軽易であると判断したもの

9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じて協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。
(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、第6条の規定に準じて会長が別に定める。

3 協議会は、分科会の議決をもって、協議会の議決とすることができる。
(協議結果の尊重義務)

第9条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。

(守秘義務)

第10条 委員並びに第6条第7項の規定により会議に出席した者、第7条に規定する幹事会に出席した者及び第8条に規定する分科会に出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。第4条第4項の規定により置かれたオブザーバーも、同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、苫前町総合政策室に置く。

3 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

4 事務局長は、苫前町総合政策室長をもって充てる。

5 前各項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

2 協議会が解散する際に有する残余財産は、苫前町に帰属する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和6年3月19日から施行する。

2 協議会設立のときの委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

【委員】

区分	組織名	職名等	備考
地方公共団体	苫前町	副町長	会長
公共交通事業者等	沿岸バス株式会社	営業部営業課長	
	有限会社大衆ハイヤー		
	有限会社藤観光バス	代表取締役	
	沿岸バス労働組合	執行委員長	
公共交通利用者	苫前町内会		監事
	古丹別連合町内会		監事
	苫前町老人クラブ連合会		
	苫前町身体障がい者福祉協会		
	北海道苫前商業高等学校PTA		
	北海道羽幌高等学校PTA		
道路管理者	国土交通省北海道開発局留萌開発建設部	道路計画課長	
	北海道留萌振興局留萌建設管理部	事業室地域調整課長	
公安委員会	北海道旭川方面羽幌警察署	地域・交通課長	
自家用有償旅客運送者	社会福祉法人苫前町社会福祉協議会	事務局長	
学識経験者その他協議会が必要と認める者	苫前町小中学校校長会	会長	
	苫前町観光協会	会長	
	北海道運輸局旭川運輸支局	首席運輸企画専門官	
	北海道留萌振興局地域創生部	地域政策課長	

【オブザーバー】

区分	組織名	職名等	備考
地方公共団体	羽幌町	町民課長	